

第157回通常議員総会 令和2年度事業計画及び収支予算を承認

第157回通常議員総会を開催し、「令和2年度事業計画(案)及び収支予算(案)」、定款の一部変更について審議を行い、全会一致で承認しました。また、2019年度の新入会員数は216社で、年度末会員数4548社となり、平成17年度から15年連続200社以上の新規加入と会員数純増が達成されました。

令和2年度事業計画のポイント

1. 中小企業・小規模事業者の経営力強化支援と持続的発展の推進

- ・経営支援基幹システム(BIZミル)を活用した伴走型支援の実施
- ・市場情報評価ナビMieNa(ミーナ)等を活用した相談業務の高度化
- ・海外における商談会・物産展等への出展サポート事業の実施
- ・中小企業強靱化法を踏まえたBCP策定支援セミナー等の実施
- ・働き方改革関連法の制度に関する周知

2. 地方創生の実現を目指した地域振興事業の推進

- ・多言語通訳機を活用したおもてなし事業の実施
- ・東京オリンピック・パラリンピック開催に合わせた誘客促進事業の実施
- ・古町芸妓の多言語によるPR動画の制作と活用

3. 競争力強化を後押しする環境整備(提言・要望)

- ・規制・制度改革に対する要望

4. 組織・財政基盤等の強化

- ・事務全般におけるICTを活用した効率化と「見える化」の推進

※「R2年度事業計画」「収支予算」の詳細は、当所ホームページをご覧ください。冊子をご希望の方は、当所総務課までご連絡ください。



よしみ社会保険労務士事務所
社会保険労務士 吉田 明弘

★★今月のテーマ 《 **新型コロナウイルス感染に関連した休業の取扱い** 》 ★★

新型コロナウイルス感染の拡大が大きな社会問題になっていますが、この問題に関連して従業員を休業させる場合の取扱いをまとめてみました

○症状が出た従業員を休ませる場合

風邪の症状や発熱がある従業員が会社に申し出て休む場合、病欠の扱いになります。病欠を有給休暇に振り替えることができる制度のある会社では、有給休暇に振り替えることができます。健康保険の被保険者は、連続する3日を含む4日以上休業した場合は、4日目からは傷病手当金が健康保険から支給されます。

ただ、会社で基準を設け、症状があることのみをもって使用者側から休むよう命じた場合は、労働基準法で定められた休業手当の対象になる場合があります。

○新型コロナウイルスに関連して使用者側の判断で従業員を休業させる場合

新型コロナウイルスに関連して、使用者側の判断で従業員を休業させる場合は、労働基準法に定められた休業手当を支払う必要があります。休業手当は平均賃金の60%以上の金額でなければいけません。

ただし、不可抗力による休業の場合は、支払う必要がありません。

※不可抗力による休業とは、①その原因が事業の外部より発生した事故であること②事業主が通常の経営者として最大限の注意を尽くしても回避できない事故であることの2つの条件を満たす必要があります。

売上が見込めないことにより従業員を休業させた場合は、不可抗力による休業にあたりません。

○行政から就業制限を命じられて従業員を休業させる場合

新型コロナウイルスに関連して、行政から就業制限を言い渡されて従業員を休業させる場合、休業手当を支払う必要はありません。

症状のある方で、健康保険の被保険者は、連続する3日を含む4日以上休業した場合は、4日目からは傷病手当金が健康保険から支給されます。

ただ、健康上問題が無いのに休業させられる人については、休業手当を支払う必要は無いというもの、休業手当を払うことが望ましいでしょう。

○小学校の臨時休校の影響で従業員が休暇を取得する場合

小学校の臨時休校の影響で、子供の世話のために休暇を取得する場合は、有給休暇で対応することになります。ただし、法律上の年次有給休暇とは別途に有給休暇を与えて対応した場合、その金額について特別に助成金が支給されることが決まっています。(金額は上限あり)

○雇用調整助成金

使用者側の判断で休業し、労働基準法で定められた休業手当を支払った場合、一定の条件を満たせば、休業手当の4/5(中小企業の場合、さらに解雇等を行わない場合は9/10)を助成する制度があります。(金額は上限あり)

この助成金を申請する場合、本来なら計画届を提出してからの休業が助成金の対象ですが、新型コロナウイルスに関連しての休業で、休業の初日が令和2年1月24日から5月31日までの間にあれば、計画届は事後提出でもいとされています。

★まとめ★

上記、雇用調整助成金以外にも助成金や補助金、特別な融資制度など様々な支援策があります。活用できる制度は活用して、この問題を乗り切ってください。

※3月号のまとめで在職者の老齢年金の基準額について「令和2年度より60代前半の基準額を60代後半と同じ47万円にするよう、国会で議論が進んでいます。」と書きましたが、この基準は令和4年4月からスタートすることが決まりました。

※この記事は、令和2年4月6日時点の政府の通達等を基に作成しました。

☆詳しい内容については、労務管理の専門家にお聞き下さい！新潟県社会保険労務士会ホームページ <http://www.sr-niigata.jp> ☆



坂本 光司／さかもと・こうじ

人を大切にする経営学会会長。1947年生まれ。福井県立大学教授、静岡文化芸術大学教授、法政大学大学院政策創造研究科（地域づくり大学院）教授、同静岡サテライトキャンパス長などを歴任。国や県、市町、商工会議所などの審議会・委員会の委員を多数兼務している。著書に『日本でいちばん大切にしたい会社』（あさ出版）、『この会社はなぜ快進撃が続くのか』（かんき出版）など。

「創業以来、赤字なしの堅実経営を続ける『三興塗料』」

東京・池袋駅から東武東上線に乗り10分ほどのときわ台駅で下車し、車で10分ほど走った商店街の一角に、3階建てのオフィスビルがある。

ここが三興塗料株式会社の本社である。同社の主事業は、社名の通り各種塗料や塗装用具の卸売りである。創業は1966年。現社長・清水雄一郎氏の父の睦雄氏が、22歳のとき、脱サラしてスタートした。創業のきっかけは、塗料メーカーに勤務していたとき、交通事故で大けがをして1年間の入院生活を余儀なくされたこと。「たった一度の人生、自分のやりたいことをやってみよう」と考え、あえて脱サラ創業したのである。

事業は、それまで培った経験や技術が生かせる塗料に関する事業を選択したが、お世話になった会社に迷惑を掛けたくないと、市場は、あえて工業用塗料や、その後は建築用塗料分野を選択した。近年では、より一層の差別化と市場の拡大が見込まれる一般家庭用塗料分野に特化している。

努力が実り、創業以来54年間、リストラなしの黒字経営を継続し、社員数は35人と少数ながら、専門企業では全国でも有数の企業に成長・発展した。

同社のこの間の成長・発展の要因は、創業者の入院体験から、あえて急成長・急拡大を避け、社員の命と生活を大切にする年輪経営（木が年輪を重ねるように、少しずつ確実に会社を成長させる経営）をしてきたこともあるが、そのために、独自技術と独自のビジネスモデルを創造・確保して

きたこと、さらには、熱心な社会貢献活動を継続してきたことが大きい。

独自技術で言えば、全国には塗料の卸売業者が約3100社存在しているが、その大半は、単にメーカーから仕入れた塗料を卸売りするだけだが、同社は差別化を図るため、自社で調色（色を混ぜ合わせて好みの色をつくること）技術を有している。ちなみに、調色技術を有する企業は、全国に数社しかないという。

もう一つの強みは、自社物流の保有である。同業者の多くは、その物流を物流専門業者に依存しているが、同社では、社員数35人ながら、2トントラックを何と17台も保有し、小ロット・短納期・ハイスピードを求める顧客に対応しているのである。

そして、社会貢献活動とは、同社が中心となって行っているボランティア活動などである。その一つが、全国の障害者施設に、清水社長をはじめ社員が同業者を募って出向き、施設の塗装サービスを施設の職員や利用者とともに実施しているボランティア活動である。北は北海道から南は九州まで、毎年、約15カ所を実施しているという。こうした地道な活動が、社会で評価されていることは間違いない。

世間では、卸売業は構造的に不況産業などと言う人もいるが、同社の経営を知れば、どんな業種に属していても、関係者の英知と努力で成長産業化できるといえよう。

旬のコース料理や美酒と共に 見目麗しい手打十割蕎麦をどうぞ！

この店の十割蕎麦は、「おいしくて、きれい」。
蕎麦に透明感、もちもち感、ほのかな香りと甘みがあり、喉越しも良い。十割蕎麦独特のパサパサ感がありません。「蕎麦の名産地である福島県の山都の蕎麦農家さんと契約して、当店専用の石臼を使って挽いてもらっています。そして当店で毎朝手打ちしている、独自の蕎麦です」と話すのは店主の金子真太郎さんです。

この店がオープンしたのは2017年2月。県外で日本料理やすし屋などで修業してきた金子さんが、県内で蕎麦屋を約20年営んでいた両親の蕎麦の味も引き継ぎオープンしました。だから店名は、



創業して4年目、店主の金子真太郎さん。一緒に働くのはご家族で、店内には温かなもてなしがあふれています。



つなぎを一切使用しない、名物の十割蕎麦。夜のコース料理や厳選された県内外酒と一緒に

おいしい蕎麦と佳い料理という意味で「蕎麦佳肴」。「五常」は儒教の言葉からで、「料理に妥協なく、お客様や生産者さん、食材と常に真面目に向き合っご縁を大切にしていきたい」という金子さんの信念から名付けたそうです。

夜のメニューは毎日替わるとか。「その日に一番おいしい旬の食材をお出ししたい」と金子さん。銘々コースは8品5,000円からで、7,000円コース、10,000円コースなど、予算に合わせて用意しています。例えば、この季節には富山湾の白海老のかき揚げや山菜料理も並びます。夜の時間帯は「蕎麦だけの注文はできません」。ただし、ランチタイムではせいろそば(855円)や海鮮かき揚げせいろ(1,391円)などを楽しむことができます。
※商品の表示価格は全て税込みです。

ソバカコウ ゴジョウ
蕎麦佳肴 五常

住所：新潟市中央区天神 1-18-15

TEL：025-245-0805

営業：11：30～14：00(13:30) /
17：30～23：00(22:00)

休日：不定休

収容：42席

P：無

業況 DI は、過去最大の悪化幅を記録

先行きは、新型コロナウイルス流行で不安広がる

・全産業合計の業況 DI は、▲49.0（前月比▲16.4 ポイント）

・新型コロナウイルス流行の影響により、インバウンドを含む観光需要の減少に加え、外出の自粛や消費マインドの低下、イベントの中止等に伴う相次ぐキャンセルにより、客足が激減した宿泊業や飲食業、観光関連業を中心とするサービス業や小売業の業況感が大幅に悪化した。また、サプライチェーンの混乱や部品、資材等の調達難による生産活動への影響も続いており、新型コロナウイルスの世界的な流行による世界経済の先行き不透明感が広く業況の押し下げ要因となっており、中小企業の景況感は 1989 年 4 月調査開始以来、過去最大の悪化幅（※）を記録した（※これまでは、2011 年 4 月時の▲11.8 ポイント）。

・先行き見通し DI は、▲56.5（今月比▲7.5 ポイント）

・世界的な新型コロナウイルスの流行拡大に伴うインバウンドを含む観光需要の減少やサプライチェーン・生産活動への影響に加え、消費マインドの低迷、消費税率引上げ、人手不足による人件費の上昇、原材料費の上昇、コスト増加分の価格転嫁の遅れ、世界経済の動向など不透明感が増す中、中小企業の業況感は 2011 年 6 月以来のマイナス 50 台が見込まれる厳しい状況。

詳細は、日商ホームページ（ <https://www.jcci.or.jp/lobo/lobo.html> ）を参照。

▶▶ 商工会議所からのお知らせ

緊急販路開拓支援「BM SOS モール」開設のご案内

日本全国の企業とのビジネスマッチングを促進する商取引支援サイト「ザ・ビジネスモール」では、この度の新型コロナウイルスの感染拡大により経済的に打撃を受けている中小企業の販路開拓を支援するために、「BM SOS モール」を開設しました。

過剰在庫解消等の支援を目的に、様々な企業の情報を掲載しています。ザ・ビジネスモール HP からユーザー登録していただくと、「SOS<売りたい>」も「SOS<買いたい>募集/応募」もいずれも無料でご利用いただけます。ぜひご活用ください。

「BM SOS モール」

<https://www.b-mall.ne.jp/sos/search>

「ザ・ビジネスモール」

<https://www.b-mall.ne.jp/>

★ザ・ビジネスモールとは

ザ・ビジネスモールは、全国の商工会議所・商工会が運営する「会員限定」の商取引支援サービスです。取引先データベースとしての登録は 26 万社を超えており、仕入先・調達先の候補を見つけることができるほか、自社の簡易ホームページとしても活用できます。日本全国の企業へ自社の技術・強みを知ってもらいたい、ビジネスパートナーを探したい、仕入先を見つけない、複数の企業から見積をもらいたい、販路を拡大したい等、貴社の課題解決にお役立てください。

新型コロナ対策における中小企業支援に関する緊急提言

拡大防止へ果敢な対応を、中小の資金繰り支援要望

日本商工会議所は3月6日、「新型コロナウイルス感染症対策における中小企業支援に関する緊急提言」を取りまとめ、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部長の安倍晋三首相らに提出した。同提言では、中小企業の事業継続を支援するため、特別貸付制度の創設などの資金繰り支援、新型コロナウイルスによる影響を受けながらも売り上げ向上に取り組む中小企業の設備投資に対する支援などを要望している。また、経済活動の過度な委縮による経営へのダメージを回避するため、検査体制の増強による国民の不安解消を含め、感染拡大防止・早期収束に向けた果敢な対応、過度な不安をあおらないよう専門的・科学的見地に基づいた情報発信の徹底などを求めている。

日商からの提言を受け、政府は3月10日、新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策の第2弾を取りまとめた。資金繰り支援について、特別貸付制度の創設やマル経融資の別枠を措置するなど日本商工会議所の提言が随所で実現している。

資金繰り支援については、売上高が減少している中小・小規模事業者に対して、新型コロナウイルス感染症に関する特別貸付制度を設け、新たに5千億円規模の融資枠を確保し、据置期間を最長5年間とするなど、中小・小規模事業者の実情に即したものとする。さらに、フリーランスを含む個人事業主や売上高が急減している中小・小規模事業者については、信用力や担保にかかわらず、実質的に無利子化する。これらは緊急対応策第1弾で講じた5千億円の資金繰り対策も含め、さかのぼって適用する。同時に、大規模災害での対応と同様に、マル経融資に別枠を措置し、金利を0.9%引き下げ、小規模事業者に対して手厚い資金繰り支援を実施していく。

緊急提言の概要

I. 当面の対応策	
1.	感染拡大防止・早期収束に向けた果敢な対応
2.	専門的・科学的根拠に基づいた情報発信の徹底
3.	資金繰り支援（セーフティーネット機能の強化） ○特別貸付制度（別枠、低利）の創設 ○マル経融資の特別制度（別枠、低利）の創設 ○条件変更先への資金繰り支援など柔軟な対応 ○二重債務問題の解消 ○国税・地方税の申告・納付などの期限の延長 ○社会保険料などの免除・軽減・納付期限の延長
4.	事業環境の整備 ○売り上げ向上などに取り組む中小企業・小規模事業者への支援 ○政府・地方自治体の要請に伴い影響を受ける事業者への支援 ○感染者発生時の円滑な対応への支援 ○感染拡大を防ぐためのマスク・アルコール消毒液などの確保 ○下請けなど中小企業への取引上のしわ寄せ防止など ○柔軟な納期などの特設の配慮 ○補助金・助成金などの事業延期などに係る特設の配慮 ○申請書類の大幅な簡素化・手続きの迅速化
5.	雇用・労働対策 ○雇用維持に向けた雇用調整助成金の受給要件の緩和 ○小学校などの臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援 ○テレワークの活用推進 ○特差出勤に資するフレックスタイム制度など柔軟な働き方の導入促進 ○中小企業の新卒採用活動に対する支援 ○時間外労働の上限規制への柔軟な対応 ○最低賃金に関する新たな政府方針の設定と中小企業の経営実態を踏まえた適正な水準の決定
II. 大胆な経済対策の検討・準備	
	○感染状況などを見極めつつ、観光対策など、事態の収束後、直ちに実行すべき需要喚起策などの大胆な経済対策の検討・準備